

424 愛知共同行動 通信

《地域医療情報NO47》速報

『病院再編』新たな「工程表」作成？！

「中日新聞」9月13日版2面に、右記内容の記事が掲載されました。「**年内に工程表作成**」とは、7/17閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針 2020」を踏まえた記事と推察されますが、8月31日に厚労省は、「具体的対応方針の再検証等の期限について」（裏面参照）を各都道府県知事あてに発出

医療費の伸びを抑えよう
と政府が促してきた病院の
再編。統合の議論が遅れて
いる。新型コロナウイルス
の感染拡大で、多くの地域
で自治体や医療機関の協議
が中断し、感染症対策を踏
まえた議論も必要となった
ため、厚生労働省は当初、
九月までに結論を出すよう
都道府県に求めていたが、
年内にも期限を再設定し、
新たな工程表を作成する方
針だ。

厚労省によると、概算医
療費は増加の一途で、二〇
一九年度は四十二兆六千億
円。団塊の世代が全員七十
五歳以上となる一五年には
大幅な増加が懸念される。
一方、手術などを行う「急
性期」病床は過剰となり、
高齢者に必要なりハビリ向
けの「回復期」が不足する。
厚労省が再編・統合を迫
る背景には、地域ごとに必
要な病床機能や数を見直
し、医療費を抑える狙いが
ある。

議論を加速させるため①
診療実績が乏しい②統合病
院が近くにある③統合病
院が二十四の病院名を昨年
公表（後に約四百四十に修
正）。各地で再編を検討
し、今年九月までに結論を
出すよう求めていた。

ただ、名指された病院
や自治体から強い反発があ
った上、今年に入りコロナ
の感染が拡大。「再編の検
証をする」ところではなかつ
た」（新潟県担当者）と、
各地で議論が止まった。

【情報】の1日 12日
【午前】9時56分、東京・信濃
町の慶応大病院。持病の治療。
【午後】2時5分、東京・豊ヶ
谷の私邸。8分、今井尚哉首相補
佐官。

29/13
病院再編 コロナで遅れ
厚労省 年内に新工程表作成へ

しました。いずれにせよ、病院再編の具体化を中止するどころか、引き続き「地域医療構想」に基づく病院再編に向けて進行しているということです。また、8/14 開催された「第26回地域医療構想WG」の議事録が公表されました。この中で、下記の意見が構成員より出されています。これらの意見は承認されてはいませんが、否定もされていません。つまり、厚労省がこれらの意見を採用すれば、今後の施策の具体化の中に反映されるということになります。

【その他】

- (小熊構成員) 平時の医療と非日常（非常時）の医療を今後区別して検討する必要あり。
- (織田構成員) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は進行中であり、「感染症危機管理」を、来年4月に予定されている都道府県の医療計画中間見直しまでに、5疾病6事業として早急に検討すべきである。その上で地域医療構想調整会議において、緊急時としての病床確保や人的資源も考慮した具体的対応策、並びに役割分担をフェーズ毎に決めなくてはならない。また、同時に地域医療が混乱しないように地域住民に周知するシステム構築も急がれる。これから頻回の議論を要するのであれば、「地域医療構想ワーキンググループ」はじめ各種検討会は、行政側から率先してオンライン化、デジタル化を進めることが重要であり、対面での会議からZoomでの開催に切り替えていくことが望ましい。
- (猪口構成員) 本ワーキンググループにおいて、新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症への各医療機関の対応や対応病棟への転換予定等を含めた調査を行ってはどうか。地域医療構想調整会議においても、構想区域内の新型コロナウイルス感染症も含めた新興・再興感染症対策の議論が必要とされている状況であり、重要な調査と思料する。ただし、病床機能報告の回答は全て公開される以上、風評被害を防ぐためにも、

別立ての独自調査とすべきである。例えば、現状の病床機能報告に加えて、新興・再興感染症に対応する病床を現状どの程度整備しているか、6年後どの程度整備する予定かを調査してはどうか。さらに、特に公立・公的医療機関等においては、現在の休棟病棟のうち、新興・再興感染症対応として活用することを想定している病床はどの程度か、を調査してはどうか（対象病床は、感染症病床に限定せず、一般病床等とする）。なお、現時点では判断できない場合も十分考えられるため、継続的に調査を行っていくべきである。

（猪口構成員） 今後起こりうる新興・再発感染症に備えて、有事に対応できる入院医療提供体制のあり方、公立・公的医療機関等と民間医療機関との役割分担および連携のあり方について本ワーキンググループでスピード感を持って議論を深めていくべきであると考え。（*傍線は長尾）

医政発0831第3号

令和2年8月31日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

具体的対応方針の再検証等の期限について

地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）における具体的対応方針の再検証等について、下記のとおり対応することとしたため御了知いただくとともに、本通知の趣旨を貴管内市区町村、関係団体、関係機関等へ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. これまでの経緯

「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和2年1月17日付け医政発0117第4号厚生労働省医政局長通知）においては、当面の具体的対応方針の再検証等に係る対応について、「都道府県においては「経済財政運営と改革の基本方針2019」における一連の記載を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくようお願いする」と整理していたところである。

その後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、「具体的対応方針の再検証等の期限について」（令和2年3月4日付け医政発0304第9号厚生労働省医政局長通知）において、2019年度中とされた再検証等の期限に関しては厚生労働省において改めて整理するところである。（※）

※ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）においては、具体的対応方針の再検証等の期限について、「2019年度中（※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで）」とされている。

2. 「経済財政運営と改革の基本方針2020」を踏まえた対応

今般、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において「感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。」とされたところである。また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制について、「社会保障審議会医療部会」において議論を開始したところである。

このため、「2019年度中（※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで）」とされた再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、これらの議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとする。